



大手監査事務所の保守的行動に関する分析

高田, 知実
村宮, 克彦

(Citation)

国民経済雑誌, 208(4):53-68

(Issue Date)

2013-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81008514>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008514>



大手監査事務所の保守的行動に関する分析

高 田 知 実
村 宮 克 彦

国民経済雑誌 第 208 卷 第 4 号 抜刷

平成 25 年 10 月

大手監査事務所の保守的行動に関する分析

高 田 知 実
村 宮 克 彦

2000年代になるまで、日本における監査人の訴訟リスクは低く、市場による監査に対する規律付けも十分には機能していなかった。しかし、バブル崩壊を経た1990年代中頃から、監査の品質に対する世間の目は厳しくなり、監査人に対する訴訟も増加した。このような環境において監査人は、訴訟リスクを低減するため、あるいは評判を維持するために保守的行動をとる可能性がある。特に、その動機は大手監査事務所ほど強いと考えられる。本稿は、2003-2006年について、大手監査事務所の保守的行動を検証し、次の証拠をえた。すなわち、彼らは①クライアントの利益減少型の調整行動に対して抑止力を発揮する、および②GCの開示に関する閾値が低い、ということを発見したのである。これらは、大手監査事務所が、日本市場の環境的要因に対応する形で保守的行動をとっていることを示している。

キーワード Big4, 利益調整, ゴーイング・コンサーン, 保守主義

1 問 題 提 起

本稿は、大手監査事務所の保守的行動を検証する。特に、クライアントの利益調整行動に対する態度、およびゴーイング・コンサーン（以下GCとする）開示の閾値（threshold）に関連した保守的行動について分析を行う。先行研究では、監査人の保守的行動に関する様々な分析が展開されているが、通常、各研究で分析対象となるのは保守的行動と考えられるものの1つに限定されることが多い。また、大手監査事務所の保守的行動に焦点をおいた研究も複数存在するが、それらの分析対象はアメリカ企業であることがほとんどである。したがって、国際的な観点でみれば、大手監査事務所の保守的行動は、解決されていない重要な論点の1つであると考えることができる。

監査人の保守的行動が議論の俎上に上がるとき、その決定要因として注目されるのは訴訟リスク（Krishnan and Krishnan, 1997; Cahan and Zhang, 2006 など）や社会からの監視の目がどれほど強力であるか（Geiger et al., 2005; Fargher and Jiang, 2008）が中心である。そして、これらの要因はあらゆる監査人にとって重要性の高いものであるため、全ての監査人の

行動に対して、多少なりとも保守的なバイアスをもたらすことが予想される。しかし、訴訟リスクと社会からの監視の目は、監査事務所の規模が大きいほど、その影響が強いと考えられる。それは、大手監査事務所は資力がある（deeper pocket）とともに、維持すべき評判を構築しているためである。資力があることで訴訟が起こされやすくなるし、なんらかの失敗が明るみになった場合には、築き上げてきた評判が崩壊し、多大な損失を被る。そのため、多くの先行研究において、大手監査事務所の保守的行動に着目した分析が実施されてきたのである（Becker et al., 1998; Kim et al., 2003; Geiger and Rama, 2006）。このような先行研究の流れを受けて、本稿においても、監査事務所の規模に着目して監査人の保守的行動を分析する。

訴訟大国といわれるアメリカとは異なり、日本企業における訴訟リスクは決して高いとはいえない。事実、過去の研究において日本市場は、訴訟リスクが低いものとして議論が展開されている（Wingate, 1997）。しかし、近年の日本における監査市場を鑑みるに、経営者や監査人を相手取った訴訟件数の増加は明らかであり、訴訟リスクの程度は高まっていると考えられる。また、カネボウ事件の勃発や金融商品取引法の制定を経て、市場からの監視の目も日に日に強くなっているのが現状である。むろん、その水準が高まったからといって、それらの水準が極めて高いレベルにあるアメリカとは比較にならない。しかし、訴訟リスクや市場からの監視の目の高まりは明白な事実であるから、日本市場においても、大手監査事務所の保守的行動が観察される余地は十分にあると思われる。こういった社会環境の変化が、本稿において大手監査事務所の保守的行動を検証するに至った背景である。

以上のような研究の背景に基づく検証課題について、以下では次の順で議論を展開する。まず、第2節では先行研究をレビューし、日本における監査環境の変化について概要を述べる。次に、第3節では本稿の検証仮説を提示するとともに分析モデルを説明する。続く第4節では分析結果を報告し、結論と今後の課題を第5節で述べる。

2 監査人の保守的行動と日本における監査環境の変化

2.1 監査人の保守的行動に関する先行研究のレビュー

監査人の保守的行動については、先行研究において様々な方法で検証が行われてきた。中でも、訴訟リスクの回避と評判の維持が監査人の保守的行動をもたらすと理解されることが多い。また、先行研究の中には、両者の因果関係に言及しながら監査人の保守的行動について議論している場合もある。具体的には、監査人に対する訴訟は、監査の品質に関するネガティブなシグナルとなるため、評判を維持しようとする監査人は、保守的行動をとるという考え方である（Palmrose, 1988）。したがって、あらゆる監査人は、置かれた状況に応じて、多かれ少なかれ保守的行動をとることが予想されるのである。様々な環境的要因が作用して

監査人がさらされる訴訟リスクは変わるため、それに応じて監査人の保守的行動の程度も変化するであろう。また、社会が監査の品質に対して疑いの目を向けているような状況においては、評判の維持に対する動機が働きやすく、そういった場合にも監査人はより保守的な行動をとるかもしれない。

しかし、監査人の属性の違いが、彼らのとる保守的行動の程度に影響を及ぼす可能性も十分に考えられる。その代表例として、先行研究では監査人の規模を問題にすることが多い。すなわち、大手監査事務所は、次にあげる2つの理由から、その他の監査事務所よりも保守的行動をとることが予想されるのである。まず、(1) 大手監査事務所はより資力ある組織であることが影響を及ぼすと考えられる。企業の利害関係者は、これら資力ある大手監査事務所が担当監査人である場合には、彼らを訴訟の対象とすることで、より多くの賠償金を得ることができる¹⁾と考えるであろう (Dye, 1993)。それにより、大手監査事務所は、その他の事務所よりも訴訟リスクが高くなり、より保守的行動をとることが予想される。また、(2) 大手監査事務所は、担当するクライアントの数が多いという点も保守的行動に影響を及ぼす。もし、なんらかの事情で評判が傷つけば、彼らはこれら数多くのクライアントを失う可能性がある。監査事務所にとって、クライアントの減少は収入源を失うことを意味するため、大手監査事務所であるほど、評判が傷つくことによる痛手は大きいであろう (DeAngelo, 1981¹⁾)。そのため、自身の評判を守るという動機をもつ大手監査事務所は、保守的あるいは保身のための行動を起こす可能性が高いと考えられるのである。

以上のように、大手監査事務所は訴訟リスクを低減するため、あるいは評判を維持するために保守的行動をとることが予想される。そして、数多くの先行研究では、大手監査事務所のとらう保守的行動に関して、複数の視点から分析が展開されてきた。以下では、本稿での検証課題に関連が深い次の2つの視点から分析された先行研究をレビューしよう。すなわち、(1) 経営者の利益調整行動に対する態度、および (2) GC 開示の閾値である。

経営者による利益調整は、監査の失敗として社会から注目されたり、将来の訴訟リスクを増加させる可能性がある。たとえば、St. Pierre and Anderson (1984) は、監査人が訴訟の対象となったケースを分析しているが、彼らによれば、資産を過小評価したり、収益を控えめに計上するといった保守的な利益計算によって提訴されているケースは皆無であるという。このように、問題になるのは利益増加型の調整行動であるため、大手監査事務所は、特に利益を増加させるような利益調整には敏感になり、保守的な利益計算を行うよう指導することが予想される。実際、Kim et al. (2003) はクライアントが利益増加に対する動機をもっている場合にのみ、大手監査事務所は利益調整に対して高い抑止力をもつことを発見している。さらに、Sun and Liu (2011) はクライアントの訴訟リスクが高いときほど、大手監査事務所の利益調整に対する抑止力が高いことを明らかにした。また、Basu et al. (2001) は大手監

査事務所のクライアントほど利益に関する保守主義の程度が高いという実証結果を報告しているのである。

このように、利益調整に対する大手監査事務所の保守的行動については、アメリカ企業に関する検証がほとんどであり、概ね整合する証拠が提示されている。その一方で、日本企業に関する分析結果は必ずしも整合していない。吉田（2008）は大手監査事務所が担当会計士であるか否かでクライアントの利益調整行動に変化は無いという結果を提示している一方で、矢澤（2010）は大手監査事務所にクライアントの利益調整抑止力があることを発見している。また、薄井（2007）によれば、日本のIPO企業に焦点をおいた場合、大手監査事務所はクライアントの利益減少型の調整行動に対して抑止力があるという。これら日本の先行研究では、分析期間やコントロール変数の設定方法などが異なるために推定結果が異なるものと予測されるが、アメリカ企業の結果に比べると、大手監査事務所の保守的行動を観察するのが困難な市場であることを示唆しているのかもしれない。

一方、監査人の保守的行動は、GC開示の閾値を低下させるという形で露呈する場合も考えられる。具体的には、企業の継続性を評価するにあたり、GCの開示が必要であると判断する基準を下げることで、より高頻度にGCの開示を行うものである²⁾。このような予想の背景には、事前にGCの開示が無い企業が倒産した場合、当該企業を担当していた監査人の訴訟リスクが高くなるという考え方が存在している。先行研究によれば、必ずしも倒産前のGC開示によって訴訟リスクが低下するとはいえないものの（Carcello and Palmrose, 1994）、少なくとも監査人の意識レベルでは、倒産前にGCを開示できなければ訴訟リスクが高まると予想している可能性が高い（Kida, 1980; Geiger et al., 2005）。あるいは、実際には訴訟という結果にならなくとも、倒産前にGCの開示を行わなかったことは、監査人の評判を下げるかもしれない。したがって、監査人の保守的な行動は、GC開示の閾値を下げるという形で現れる可能性がある。そして、先行研究でもこの考え方と整合するいくつかの証拠が提示されているのである。たとえば、Geiger et al. (2005) と Fargher and Jiang (2008) は、SOX法施行の後といった市場や規制当局からの監視の目が厳しい場合には、監査人がより高頻度にGCを開示することを発見している。

また、GC開示にかかわる監査人の保守的行動を分析した先行研究では、GC開示の閾値だけでなく、経営者の利益調整に焦点がおかれることも多い。財務困窮企業は、悪化した業績を覆い隠すために、利益を増加させる強い動機をもつと考えられるからである（Rosner, 2003）。あるいは、利益を増加させるような行動ではなくとも、財務困窮企業は、資産価値が減少しているような場合に適時的な減損損失の計上を行わない、という形で企業資産に含み損を抱えた状態を維持するかもしれない。しかし、GCの開示が必要となるような状況では、このような経営者の機会的行動を続けることはできない。表面的に良好な業績を繕った

状態と、企業の継続性に重要な疑義が存在するという状態は相容れないからである。このような状況で監査人のとりうる行動の1つに、積み上げられた含み損を企業に吐き出させる、つまり企業の中に蓄積された負の会計発生高を計上させる（会計発生高の反転（reversal））というものが考えられる。実際、Rosner (2003)、Ajona et al. (2008)、および Arnedo et al. (2008) によって、GC 開示企業の異常会計発生高はマイナスとなることが報告されているのである。

2.2 日本における監査環境の変化

日本市場は一般に、監査人に対する訴訟リスクが低いと理解されている。しかし、過去数十年の間に日本の環境も変化し、監査人に対する訴訟は、もはや珍しいことではなくなりつつある。つまり、アメリカと同等というほどではないにせよ、日本の監査人に対する訴訟リスクは以前に比べて高くなっているのである。新聞報道や先行研究での記述によれば、日本において、監査人が訴訟の対象となったのは、1981年の日本コッパースが最初である。担当監査人であった明和監査法人は、当該企業の財務担当者による会計不正に対する責任を問われて起訴され、1991年に下された判決では、4,800万円の賠償金の支払いが命じられた（起訴額は6,000万円）。この判決に対しては、原告と被告がともに上訴した。しかし、1995年には訴えが棄却され、結果として監査人に賠償金の支払いは命じられなかったのである。最終的に、日本コッパースのケースは監査人側に好意的な結果となったものの、1991年の判決は日本の監査市場に大きなインパクトを与えた。つまり、この訴訟をきっかけに、日本の監査市場においても、訴訟というものが無視できない存在となったのである。

表1は、2009年末頃までに監査人に対して提訴（あるいは解決）された訴訟について、代表的なケースをまとめたものである。日本では、1990年代に企業の倒産が相次いだが、それら倒産の前に行われた粉飾を発見できなかったことを理由に監査人が提訴されているケースが散見される。そして、1990年代に提訴されたケースは、2000年代に入った頃から徐々に解決され始め、三田工業のケースでは初めて監査人から和解金が支払われたのである。

このように、日本の監査市場において訴訟リスクは無視できない存在となっている。少なくとも、当時の大手監査事務所の1つであった朝日監査法人が日本住宅金融のケースについて和解金の支払いに応じた2002年頃からは、特に大手監査事務所にとって、訴訟リスクは常に意識するものとなったはずである。また、2004年の証券取引法の改定により、原告側の立証負担が軽減されたことも、訴訟リスクの増加に追い討ちをかけたのかもしれない。この改定により、重要な虚偽の表示を理由とした訴訟は増加する可能性が高いからである（Ikeya and Kishitani, 2009）。したがって、少なくとも2000年代初頃には、日本の監査人、中でも大手監査事務所は、訴訟リスクを意識して行動するようになっていたと考えられよう。

表1 公認会計士に対する訴訟の事例（2009年12月時点）

企業名	年	請求額*1	被告監査人	原告	結果		
					判決	年	賠償額*1
日本コッパース	1981	60	明和	日本コッパース	上訴	1991	48
					却下	1995	
日本住宅金融	1996	90	朝日（大手） および三興	株主	和解	2002	20
山一証券	1998	32	中央（大手）	株主	却下	2008	
三田工業	1998	500	村井（個人）	更正管財人	和解	2000	30
ヤオハンジャパン	1999	420	中央（大手）	株主・ 転換社債購入者	和解	2004	109
日本長期信用銀行	1999	90	太田昭和（大手）	株主			
山一証券	1999	6,000	中央（大手）	破産管財人	和解	2003	166
日本債権信用銀行	2000	42	センチュリー（大手）	株主			
そごう	2001	30	太田昭和センチュリー （大手）	株主	却下	2008	
ナナボシ	2002	1,000	トーマツ（大手）	管財人	上訴	2008	17
					和解	2008	40
日本長期信用銀行	2002	調停	太田昭和（大手）	整理回収機構 （RCC）	和解	2002	200
フットワーク・ エクスプレス*2	2003	33	瑞穂	フットワーク・ インターナショナル の株主	却下	2006	
足利銀行	2004	1,575	中央青山（大手）	株主	却下	2006	
					和解	2007	265
ライブドア	2006	23,067	港陽	株主・ライブドア	和解*3	2009	
ユニコ・ コーポレーション	2008	1,180	あずさ（大手）	札幌信用金庫・ 空知信用金庫			

注）情報は、商事法務，LEX/DB（TKC），日本経済新聞，鳥羽・川北（2001）を中心に収集した。

*1：単位は100万円

*2：粉飾を行ったのはフットワーク・エクスプレスであるが、被告としては同社の役員，ならびにフットワーク・インターナショナル（エクスプレス社の取引会社）の役員も含まれている。被告監査人（瑞穂）は両社の監査人である。

*3：ライブドアの監査人に対しては複数の訴訟が提訴されており，株主やライブドアとの和解が2009年頃から随時進められている。

さらに日本の監査環境は，2004年に公認会計士監査審査会（以下，審査会とする）が設立されたことで，新たな岐路に立つことになる。審査会は，自主規制団体としての日本公認会計士協会による品質管理レビューに対する審査および検査をその目的の1つとしており，合

議制の機関として金融庁に設置されている。このように、審査会の設立は、規制当局によるより強い監視の目に監査人がさらされるようになったことを意味している。特に、品質管理レビュー活動のモニタリングに関しては、公認会計士協会と審査会両方の監督下に置かれることとなり、規制当局からの管理が厳格化されたと考えられる。

以上のような2000年代初旬における訴訟リスクの増加と規制当局による監視の拡大は、潜在的に大手監査事務所が有していた保守的行動に対する動機を顕在化させた可能性がある。つまり、2000年代には、大手監査事務所の保守的な行動が顕著な形で観察できると考えられるのである。本来、この可能性を検証するためには、2000年代以前からの比較によって分析することが最も有効な方法であると考えられるが、データ入手上の制約もあるため、本稿では2003年4月から2006年3月に絞って分析を行う。

3 仮説の設定

本稿で分析対象とする監査人の保守的行動は、(1) クライアント企業による利益調整に対する態度と (2) GC 開示の閾値の2つである。以下では、各視点に基づいて設定する具体的な仮説を説明する。

3.1 クライアントの利益調整に対する監査人の保守的行動に関する仮説

第1の視点については、異常会計発生高が利益調整の代理変数となりうるという属性を利用して分析を行う。大手監査事務所は、監査の失敗によって失うものが多く、訴訟が起こされる可能性も高いため、それらのきっかけとなるクライアントの利益調整行動には厳しく対応することが予想される。すなわち、大手監査事務所ほど、クライアントの利益調整行動を抑止することが期待されるのである。このような関係から、以下の仮説を導出する。

仮説1：大手監査事務所のクライアントは、その他監査事務所のクライアントよりも異常会計発生高が小さい

仮説1の検証には異常会計発生高 (*Abnacc*) の推定が必要となるが、それには、日本企業において当てはまりが良い(須田・首藤, 2004)とされるCFO(営業活動によるキャッシュフロー)をコントロールしたKasznik (1999)によるモデル(CFOジョーンズ・モデル)を用いる。³⁾期待(正常)会計発生高の推定は、日経中分類に基づく業種ごとのクロス・セクションで行っており、推定対象である観測値を除いたアウト・オブ・サンプルの方法をとっている。検証モデルは次のとおりであり、仮説1のもとでは、 β_1 が負になることが期待される。

$$\begin{aligned}
 Abnacc_t = & \alpha + \beta_1 Big4_t + \beta_2 COMP_t + \beta_3 LEV_t + \beta_4 SIZE_t + \beta_5 ROA_{t-1} + \beta_6 Abnacc_{t-1} \\
 & + \beta_7 BOARD_{t-1} + \beta_8 FIN_{t-1} + \beta_9 CORP_{t-1} + \beta_{10} KEIRETSU + \beta_{11} SEC_t + \varepsilon
 \end{aligned}
 \tag{1}$$

コントロール変数のいくつかは、日本企業の利益調整に関する研究である Teshima and Shuto (2008) に基づいて選択している。具体的には、報酬契約、債務契約、政治コストに関連する利益調整の動機を捉えるものとして、*COMP*（経営者報酬の変化／期首の時価総額）、*LEV*（期末総負債／期末総資産）、および *SIZE*（売上高の自然対数）を設定している。さらに、所有者構造によるガバナンスの影響をコントロールするために、取締役会（*BOARD*）、金融機関（*FIN*）、およびその他の事業会社（*CORP*）の期首時点における持株比率もコントロールしている。また、企業グループが利益調整行動に及ぼす影響、相互上場によるガバナンス環境や訴訟リスクの違いをコントロールするために、系列グループに属している企業であるか否か（*KEIRETSU*）⁴⁾ および、SEC 登録企業であるか否か（*SEC*）⁵⁾ のダミー変数も独立変数に含めている。最後に、会計発生高が反転する可能性、業績が異常会計発生高に及ぼす影響を捉えるため、前期の異常会計発生高（*Abnacc*）と前期の *ROA* をコントロールした。

3.2 GC 開示における監査人の保守的行動に関する仮説

一方、第2の視点については、先行研究において提示された次の保守的行動に関する前提、ならびに発見事項をもとに分析を展開する。まず、①保守的な監査人はGC開示の閾値が低いという考え方に基づいて検討する。これは、大手監査事務所であれば、財務困窮状態の程度が相対的に低くとも、GCを開示することを予想するものである。もしGC開示の閾値が低ければ、事前のGCの開示無しに継続性が失われる（典型的な例としては倒産する）クライアントの数を減らすことができる。このことは、最終的には監査人の立場を守ることになるため、保守的行動に他ならない。これに加え、②財務困窮企業がクライアントである場合に、監査人の保守的行動がもたらす会計発生高の反転についての先行研究の発見事項に基づき議論を深める。財務困窮企業は、実態を伴わない利益調整によって利益を押し上げていることが多いと考えられる。実態の無い利益は将来の損失によって補填されるものであるから、財務困窮企業内に積み上げられた負の会計発生高は、将来におけるいずれかの時点で反転することになる。先行研究は、監査人の保守的行動によって、財務困窮企業におけるこのような会計発生高の反転を実現させることを発見している。特に重要なのは、こういった財務困窮企業に対するGCの開示が、会計発生高を反転させる起爆剤となるという点である。このように、第2の視点において検証の対象となるのは、GC開示の閾値が低い保守的な監査人による会計発生高の反転である。

それでは、大手監査事務所の保守的行動が、GC開示企業における会計発生高の反転にど

のような影響を及ぼすのであろうか。まず、大手監査事務所は、その閾値が低いために、財務困窮レベルの低い企業に GC 開示を行うことが予想される。問題となるのは、当該開示によって引き起こされる会計発生高の反転の規模である。当然のことながら、財務困窮レベルが低ければ、隠すべき業績悪化の程度も低いことが予想される。さらに、会計発生高の反転は、過去の利益調整によってどの程度の損失が蓄積されているかに依存するはずである。したがって、大手監査事務所のクライアントであれば、GC が開示される際に反転する会計発生高の規模も小さくなることが予想される。会計発生高の反転は負の異常会計発生高によって捉えることができる。そのため、われわれが大手監査事務所のクライアントである GC 企業（大手 GC 企業）と他の事務所のクライアントである GC 企業（その他 GC 企業）の異常会計発生高に関して期待する関係は次のとおりである。

仮説 2：大手 GC 企業は、その他 GC 企業よりも負の異常会計発生高の絶対値が小さい

この仮説を検証するため、GC 開示に関する先行研究に基づき以下のモデルを設定する。独立変数である GC は GC 開示の有無に関するダミー変数であるが、GC は初めて開示される時点が最も重要である。そのため、(2)式で GC に 1 が与えられるのは、その開示が初めての場合のみであり、2 回目以降の GC 開示企業については、サンプルに含めていない。また、当該モデルの推定においては、(1) 当期純利益が損失、(2) 営業活動によるキャッシュフローがマイナス、(3) 運転資本がマイナス、(4) 留保利益がマイナス、のいずれかの基準を満たす財務困窮企業のみがサンプルとして用いられる (Hopwood et al., 1994)。

$$\begin{aligned}
 Prob(GC=1) = & \alpha + \beta_1 Big4_t + \beta_2 Abnacc_t + \beta_3 Big4_t * Abnacc_t + \beta_4 SIZE_t + \beta_5 LEV_t \\
 & + \beta_6 CR_{t-1} + \beta_7 PLOSS_t + \beta_8 RETAIN_t + \beta_9 CFO_t + \beta_{10} EQUITY_t \\
 & + \beta_{11} BOARD_{t-1} + \beta_{12} FIN_{t-1} + \beta_{13} CORP_{t-1} + \beta_{14} KEIRETSU + \varepsilon
 \end{aligned}
 \tag{2}$$

検証のための変数は、*Big4* と *Abnacc* の交差項である。また、GC 開示企業の異常会計発生高は負であることが予想されるため、*Abnacc* 単独項の係数はマイナスが期待される。(2)式では、GC の開示と関連しうる要因をコントロールすることが重要であるため、企業規模や財政状態、業績等を捉えるための変数を独立変数に含めている。具体的には、*SIZE*、*LEV*、*CR*（流動資産／流動負債）、*PLOSS*（前期の当期純利益が負であれば 1 とするダミー変数）、*RETAIN*（留保利益／期末総資産）、*CFO*（営業活動によるキャッシュフロー／期中総資産平均）である。また、企業の資金調達状況やガバナンスの状況も影響を及ぼすことが予想されるため、*EQUITY*（翌期における新規の株式公開があったか否かのダミー変数）、

BOARD, *FIN*, *CORP*, および *KEIRETSU* をコントロールしている。

4 実証分析

4.1 サンプルおよびデータ

本稿における分析対象企業は、2003年4月から2006年3月の間に決算期末をむかえる企業である。サンプル抽出のために当該期間を選択した理由は次の2つである。第1に、日本企業においてGCが開示され始めたのは2003年3月決算期であったため、仮説2の検証には、2003年以降を分析期間とする必要がある。第2に、2006年には中央青山監査法人の業務停止期間（7月からの2ヶ月間）があり、2007年にはみずぎ監査法人（中央青山監査法人から改称）が解散するなど、2006年以降の監査市場は特異な状況であった。このような状況が及ぼす影響を考慮して、分析期間を2006年3月決算企業までとし、分析期間を3年間で区切って仮説を検証したのである。企業の財務データと監査人に関するデータは、NEEDS Financial

表2 サンプルおよび記述統計量

Panel A サンプル分布									
	中小法人	大手法人							
GC 無	1,155	5,981	7,136						
GC 有	16	46	62						
	1,171	6,027	7,198						
Panel B 記述統計量									
	<i>Abnacc</i>	<i>Big4</i>	<i>GC</i>	<i>COMP</i>	<i>LEV</i>	<i>SIZE</i>	<i>ROA</i>	<i>Abnacc_{t-1}</i>	<i>CR</i>
<i>Mean</i>	0.001	0.837	0.009	0.000	0.541	24.588	0.020	0.002	1.776
<i>Std</i>	0.063	0.369	0.092	0.007	0.204	1.483	0.043	0.064	1.232
<i>P5</i>	-0.087	0.000	0.000	-0.010	0.185	22.395	-0.048	-0.087	0.602
<i>P10</i>	-0.048	0.000	0.000	-0.004	0.250	22.826	-0.016	-0.049	0.784
<i>P25</i>	-0.019	1.000	0.000	-0.001	0.389	23.540	0.006	-0.019	1.051
<i>Median</i>	0.003	1.000	0.000	0.000	0.555	24.449	0.019	0.004	1.413
<i>P75</i>	0.023	1.000	0.000	0.001	0.697	25.492	0.038	0.025	2.067
<i>P90</i>	0.050	1.000	0.000	0.005	0.808	26.610	0.063	0.052	3.142
<i>P95</i>	0.079	1.000	0.000	0.009	0.860	27.377	0.084	0.082	4.208
	<i>PRLOSS</i>	<i>RETAIN</i>	<i>CFO</i>	<i>EQUITY</i>	<i>BOARD</i>	<i>FIN</i>	<i>CORP</i>	<i>KEIRETSU</i>	<i>SEC</i>
<i>Mean</i>	0.153	0.222	0.013	0.189	0.085	0.221	0.277	0.275	0.000
<i>Std</i>	0.360	0.197	0.015	0.392	0.132	0.141	0.188	0.446	0.000
<i>P5</i>	0.000	-0.054	-0.011	0.000	0.000	0.029	0.038	0.000	0.000
<i>P10</i>	0.000	0.009	-0.003	0.000	0.001	0.053	0.062	0.000	0.000
<i>P25</i>	0.000	0.085	0.006	0.000	0.003	0.110	0.124	0.000	0.000
<i>Median</i>	0.000	0.205	0.013	0.000	0.017	0.195	0.244	0.000	0.000
<i>P75</i>	0.000	0.348	0.021	0.000	0.121	0.314	0.395	1.000	0.000
<i>P90</i>	1.000	0.491	0.030	1.000	0.273	0.430	0.558	1.000	0.000
<i>P95</i>	1.000	0.578	0.036	1.000	0.376	0.485	0.642	1.000	1.000

Quest および監査人・監査意見データ（ともに日経メディアマーケティング）から取得し、株価データは日経ポートフォリオマスター（金融データソリューションズ）から取得している。また、財務諸表項目や業種の特異性から、金融業はサンプルから除外している。なお、異常値が結果に及ぼす影響を考慮して、連続変数については上下 1 パーセンタイルを超える企業をサンプルから外している。

表 2 はサンプルの分布と記述統計量である。総サンプルの 7,198 社×年は、(1) 大手監査事務所のクライアントであるか否か、および (2) GC 開示企業であるか否かの基準で 4 通りに分かれる。表 2 によれば、大手監査事務所のクライアントの割合が高く（約 84%）、GC 開示企業が少ない。

4.2 クライアントの利益調整に対する監査人の保守的行動に関する実証結果

表 3 の column (1) に (1) 式の推定結果を報告している。表によると、*Big4* の係数の推定値は有意でない正の値である。これは、大手監査事務所の保守的行動を示す結果ではなく、大手とその他の監査事務所ではクライアントの利益調整に対する態度に違いがないことを示唆している。したがって、この結果は仮説 1 を支持しない。複数のコントロール変数が有意であること、および決定係数が先行研究と遜色の無いレベルであることを考えれば、定式化の問題などが大きな影響を及ぼしているとは考えられない。

しかし、監査人の保守的行動については、必ずしも全ての利益調整行動を抑止することにつながるとは限らない。すなわち、Kim et al. (2003) や Caramanis and Lennox (2008) が明らかにしたように、監査人の保守的行動が問題になるのは、特にクライアントが利益増加型の調整行動を行おうとする場合である。そこで、追加分析として、異常会計発生高が負である企業とゼロ以上である企業に分けて、再度 (1) 式を推定した。その結果が column (2) と column (3) である。推定結果をみると、事前の予測とは異なり、*Big4* の推定値が有意となるのは、異常会計発生高が負のサンプルのみである。また、その符号が正であることから、大手監査事務所ほど、クライアントの利益減少型の調整行動を抑止する傾向にあることがわかる。ただし、この結果は、日本の IPO を分析した薄井（2007）と整合している。日本では確定決算主義を採用しており、確定した決算に基づき法人税を申告することが義務づけられている。これにより、日本企業は、納税額を抑えるために利益を減少させる動機が相対的に強いと考えられる。外部報告目的で作成される財務諸表については、本来、利益を増加させる動機の方が強く働くことが前提とされるが、日本の場合には反対の動機も存在する。表 3 の結果は、この日本固有の要因が、大手監査事務所に対し、クライアントの利益減少型の調整行動を抑止するよう動機付けている可能性を示している。

表3 利益調整に対する保守的行動に関する結果

	Expected signs	column (1)	column (2)	column (3)
		Full sample	<i>Abnacc</i> <0	<i>Abnacc</i> ≥0
<i>Constant</i>		0.034 (0.89)	-0.117*** (-4.01)	0.116*** (4.72)
<i>Big4</i>	(-)	0.000 (0.37)	0.002* (1.75)	0.001 (0.78)
<i>COMP</i>	(+)	0.220*** (2.77)	0.211*** (5.46)	0.387*** (2.95)
<i>LEV</i>	(+)	-0.024*** (-6.48)	-0.027*** (-5.22)	0.004 (0.60)
<i>SIZE</i>	(-)	-0.001 (-0.63)	0.003*** (3.52)	-0.003*** (-3.26)
<i>ROA</i>	(+)	-0.057 (-1.04)	0.219 (1.58)	-0.175*** (-8.42)
<i>Abnacc_{t-1}</i>	(-)	0.181*** (3.03)	-0.004 (-0.18)	0.097*** (2.58)
<i>BOARD</i>	(-/+)	0.018*** (3.87)	0.002 (0.091)	0.034*** (4.60)
<i>FIN</i>	(-/+)	0.010*** (2.69)	0.040*** (3.84)	-0.022* (-1.84)
<i>CORP</i>	(-/+)	0.005 (0.74)	0.019** (1.99)	-0.006 (-0.64)
<i>KEIRETSU</i>	(-/+)	-0.001 (-0.47)	0.000 (0.019)	-0.001 (-0.37)
<i>SEC</i>	(-)	-0.010*** (-3.20)	-0.019*** (-2.82)	0.027 (1.48)
Observations		7,198	3,328	3,870
Adjusted R-squared		0.0409	0.0607	0.0809

注) 表3は(1)式の推定結果を提示しており、従属変数は異常会計発生高である。column (1), column (2), および column (3) はそれぞれ、全サンプル、異常会計発生高が負のサンプルのみ、異常会計発生高がゼロ以上のサンプルのみの結果である。括弧内は *t* 値であり、誤差項の分散についてクラスタリング・ロバストな値を提示している。推定値右肩のアスタリスクは有意水準であり、***, **, および * はそれぞれ 1%, 5%, および 10% (両側検定) の有意水準である。

4.3 GC 開示における監査人の保守的行動に関する実証結果

表4は(2)式の結果である。仮説2は、GC 開示企業は平均的に会計発生高の反転が生じており、それによって異常会計発生高が負になることが前提となっている。この前提が正しいものであるか否かを確認するため、column (1) では、検証対象である *Big4* と *Abnacc* の交差項を除いた結果を提示している。そのため、仮説2を検証するための推定結果は、全ての変数を用いて推定した column (2) に報告している。ここで、column (1) をみると、*Abnacc* の係数は負で有意な値であることがわかる。この結果は、われわれの前提が適切なものであることを物語っており、仮説2の検証を正当化している。

次に、本稿での仮説である、GC 開示における大手監査事務所の保守的行動について検討

表4 GC開示における保守的行動に関する結果

	Expected signs	column (1)	column (2)
<i>Constant</i>		-0.132 (-0.066)	-0.135 (-0.065)
<i>Big4</i>	(-)	-0.130 (-0.59)	0.025 (0.12)
<i>Abnacc</i>	(-)	-3.392*** (-2.91)	-5.499*** (-6.75)
<i>BIG4*Abnacc</i>	(+)		2.607** (2.51)
<i>SIZE</i>	(-)	-0.113 (-1.58)	-0.118 (-1.55)
<i>LEV</i>	(+)	1.241** (2.40)	1.218** (2.49)
<i>CR</i>	(-)	-0.125 (-1.63)	-0.124* (-1.70)
<i>PRLOSS</i>	(+)	0.253*** (2.85)	0.267*** (2.98)
<i>RETAIN</i>	(-)	-2.343*** (-4.73)	-2.364*** (-4.41)
<i>CFO</i>	(-)	-23.262*** (-8.82)	-22.783*** (-8.73)
<i>EQUITY</i>	(-)	0.527 (1.33)	0.525 (1.32)
<i>BOARD</i>	(-/ +)	-0.399 (-0.73)	-0.413 (-0.81)
<i>FIN</i>	(-)	-0.864** (-2.18)	-0.936* (-1.81)
<i>CORP</i>	(-)	-0.346 (-0.91)	-0.326 (-0.88)
<i>KEIRETSU</i>	(-)	0.212 (0.81)	0.219 (0.82)
Observations		2848	2848
Pseudo R ²		0.4286	0.4331

注) 表4は(2)式の結果(プロビット・モデル)を提示しており、従属変数はGC開示の有無に関するダミー変数である。column (1)は*Big4*と*Abnacc*の交差項を除いた場合の推定結果であり、column (2)は全ての独立変数を用いた場合の結果である。括弧内はz値であり、誤差項の分散についてクラスタリング・ロバストな値を提示している。推定値右肩のアスタリスクは有意水準であり、***, **, および*はそれぞれ1%, 5%, および10% (両側検定)の有意水準である。

しよう。*Big4*と*Abnacc*の交差項に対する係数をみると、推定値は正の値であり5%水準で有意である。この結果は、仮説2を支持しており、大手監査事務所はGC開示の閾値が低いことを示唆している。コントロール変数については、概ね事前の予想に整合する符号であり、有意なものについては全て予想どおりである。

5 結論と展望

以上、本稿では異常会計発生高を用いて、2つの視点から大手監査事務所の保守的行動を検証した。そして、大手監査事務所は、(1) 利益減少型の調整行動に対して抑止力を発揮する、および(2) GC 開示における閾値が低いことを発見した。前者の発見については、他国を分析対象とした結果とは異なるものの、日本の環境的要因を考慮すると、大手監査事務所は、課税所得を最小化させるという経営者の動機を抑止する機能を果たしていると解釈することができる。環境要因やそれによってもたらされる企業の動機にあわせて、大手監査法人の保守的行動も変わるであろう。

後者の発見については、先行研究における結果について追加的な証拠を提示するものである。すなわち、GC 開示の際、監査人によって財務困窮企業における会計発生高の反転がもたらされることはすでに解明されていた。それに対し、本稿では、大手監査事務所のクライアントである GC 開示企業では、会計発生高の反転する規模が小さいことを発見した。これについてわれわれは次のように解釈している。すなわち、大手監査事務所は GC 開示における閾値が低いために、相対的に財務困窮の程度が低い企業に GC を開示することになる。財務困窮の程度が低い企業は企業資産における含み損が少ないため、反転する会計発生高の規模が小さい、という解釈である。いくつかの前提のもとで成り立つ解釈であるため追加分析は必要であるが、先行研究に対して新たな証拠を提示したことは、本稿の貢献であろう。

最後に、残された課題に言及しておく。本稿での分析主題は、大手監査事務所の保守的行動が2000年代前半以降において顕著になったか否かを解明することにあった。しかし、データの入手可能性や監査環境の変化という問題により、本稿において、その程度を時系列で検証することはできなかった。大手監査事務所の保守的行動に時系列で何らかの変化があったのかを検証することが、今後の研究課題である。

注

本研究は JSPS 科研費 21530462, 25780282 の助成を受けたものです。

- 1) 実際、カネボウによる粉飾が明るみになった後、担当監査法人であった中央青山監査法人のクライアントのうち、複数の企業が担当監査法人を自主的に変更している (Skinner and Srinivasan, 2012)。
- 2) 本来、企業の継続性に関する評価を行うのは経営者であり、その評価に対する責任を負うのも経営者であるが、監査人は当該開示が適正に行われているか否かを判断するという責務を負っている。このように、主たる責任を負うわけではないにせよ、監査人は、企業の継続性を評価する主体であると考えられる。また、経営者は、企業にとって不利な情報の開示には躊躇する可能性が高いため、経営者の意思に任せていては、GC の開示といった不利な情報は積極的に開示され

ないかもしれない。このような状況では、監査人がGC開示の必要性について十分に検討し、開示の必要がある場合には、経営者を説得してでも開示させなければならない。

- 3) なお、ジョーンズ・モデルを用いた場合にも同様の分析結果が得られることを確認している。
- 4) Brown & Company (2001) による定義を用いているため、系列グループへの所属状況に関する情報は2000年3月末時点のものに基づいている。
- 5) 実際には、SEC基準の財務諸表を公表しているか否かに基づいて識別している。

引用文献

- Ajona, L. A., Dallo, F. L. and Alegría, S. S. (2008), "Discretionary accruals and auditor behavior in code-law contexts: An application to failing Spanish firms", *European Accounting Review*, Vol. 17, pp. 641-66.
- Arnedo, L., Lizarraga, F. and Sánchez, S. (2008), "Going-concern uncertainties in pre-bankrupt audit reports: New evidence regarding discretionary accruals and wording ambiguity", *International Journal of Auditing*, Vol. 12, pp. 25-44.
- Basu, S., Hwang, L. and Jan, C.-L. (2001), "Differences in conservatism between big eight and non-big eight auditors", in *proceedings of the 14th symposium on Auditing Research* at University of Illinois at Urbana-Champaign, 2001.
- Becker, C. L., DeFond, M. L., Jiambalvo, J. and Subramanyam, K. R. (1998), "The effect of audit quality on earnings management", *Contemporary Accounting Research*, Vol. 15, pp. 1-24.
- Brown & Company. (2001), *Industrial Groupings in Japan*, Brown & Company Ltd., Tokyo.
- Cahan, S. F. and Zhang, W. (2006), "After Enron: Auditor conservatism and ex-Andersen client", *Accounting Review*, Vol. 81, pp. 49-82.
- Caramanis, C. and Lennox, C. (2008), "Audit effort and earnings management", *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 45, pp. 116-38.
- Carcello, J. V. and Palmrose, Z.-V. (1994), "Auditor litigation and modified reporting on bankrupt clients", *Journal of Accounting Research*, Vol. 32, pp. 1-30.
- DeAngelo, L. (1981), "Auditor size and audit quality", *Journal of Accounting and Economics*, Vol. 3, pp. 183-99.
- Dye, R. A. (1993), "Auditing standards, legal liability, and auditor wealth", *Journal of Political Economy*, Vol. 101, pp. 887-914.
- Fargher, N. L. and Jiang, L. (2008), "Changes in the audit environment and auditors' propensity to issue going-concern opinions", *Auditing: A Journal of Practice and Theory* Vol. 27, pp. 55-77.
- Geiger, M. A., Raghunandan, K. and Rama, D. V. (2005), "Recent changes in the association between bankruptcies and prior audit opinions", *Auditing: A Journal of Practice and Theory*, Vol. 24, pp. 21-35.
- Geiger, M. A. and Rama, D. V. (2006), "Audit firm size and going-concern reporting accuracy", *Accounting Horizons*, Vol. 20, pp. 1-17.
- Hopwood, W., McKeown, J. C. and Mutchler, J. F. (1994), "A reexamination of auditor versus model accuracy within the context of the going-concern opinion decision", *Contemporary Accounting Research*, Vol. 10, pp. 409-31.

- Ikeya, M. and Kishitani, S. (2009), "Trends in securities litigation in Japan: 1998-2008", available at: http://www.nera.com/67_5460.htm (accessed 10 October 2012).
- Kasznik, R. (1999), "On the association between voluntary disclosure and earnings management", *Journal of Accounting Research*, Vol. 37, pp. 57-81.
- Kida, T. (1980), "An investigation into auditors' continuity and related qualification judgments", *Journal of Accounting Research*, Vol. 18, pp. 506-23.
- Kim, J.-B., Chung, R. and Firth, M. (2003), "Auditor conservatism, asymmetric monitoring, and earnings management", *Contemporary Accounting Research*, Vol. 20, pp. 323-59.
- Krishnan, J. and Krishnan, J. (1997), "Litigation risk and auditor resignations", *The Accounting Review*, Vol. 72, pp. 539-60.
- Palmrose, Z. (1988), "An analysis of auditor litigation and audit service quality", *The Accounting Review*, Vol. 63, pp. 55-73.
- Rosner, R. L. (2003), "Earnings manipulation in failing firms", *Contemporary Accounting Research*, Vol. 20, pp. 361-408.
- Skinner, D. J. and Srinivasan, S. (2012), "Audit quality and auditor reputation: Evidence from Japan," *The Accounting Review*, Vol. 87, pp. 1737-65.
- St. Pierre, K. and Anderson, J. A. (1984), "An analysis of the factors associated with lawsuits against public accountants", *The Accounting Review*, Vol. 59, pp. 242-63.
- Sun, J. and Liu, G. (2011), "Client-specific litigation risk and audit quality differentiation," *Managerial Auditing Journal*, Vol. 26, pp. 300-16.
- Teshima, N. and Shuto, A. (2008), "Managerial ownership and earnings management: Theory and empirical evidence from Japan", *Journal of International Financial Management and Accounting*, Vol. 19, pp. 107-32.
- Wingate, M. L. (1997), "An examination of cultural influence on audit environments", *Research in Accounting Regulation*, Vol. 11 (Supplement), pp. 129-48.
- 薄井彰 (2007) 「監査の品質とコーポレート・ガバナンス——新規公開市場の実証的証拠——」『現代監査』第17巻, 50-57頁。
- 須田一幸・首藤昭信 (2004) 「経営者の利益予測と裁量の会計行動」須田一幸編著『ディスクロージャーの戦略と効果』森山書店, 211-229頁。
- 鳥羽至英・川北博 (2001) 『公認会計士の外観的独立性の測定 その理論的枠組みと実証研究』白桃書房。
- 矢澤憲一 (2010) 「Big 4 と監査の質——監査コスト仮説と保守的会計選好仮説の検証——」『青山経営論集』第44巻第4号, 167-181頁。
- 吉田和生 (2008) 「わが国における監査の質と報告利益管理の分析」友杉芳正・田中弘・佐藤倫正編著『財務情報の信頼性 会計と監査の挑戦』税務経理協会, 224-235頁。